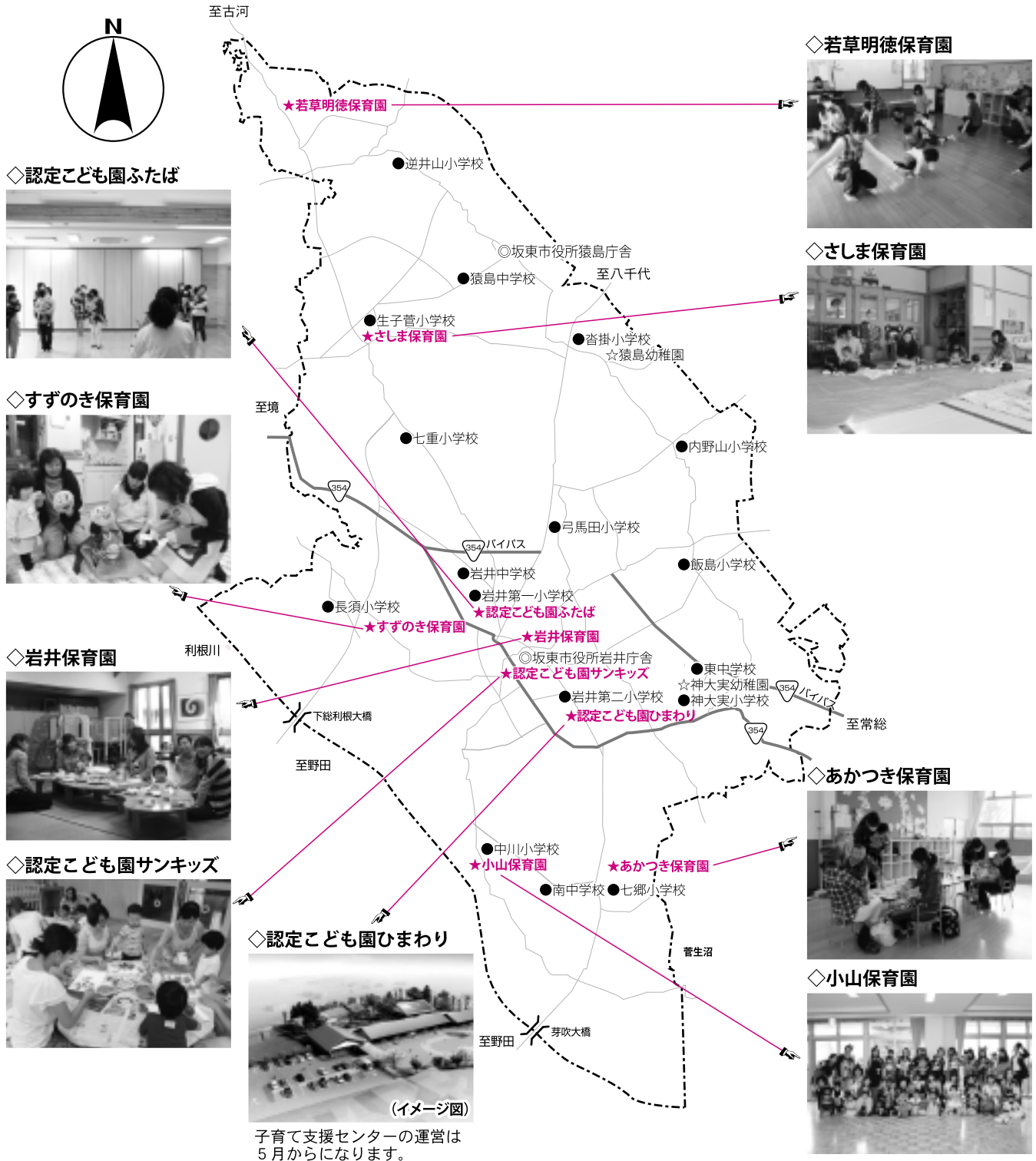


子育て支援センター位置図



児童扶養手当・特別児童扶養手当 支給額が変更になります

手当の支給額が全国一律で変更になります。8月期(4月分～7月分)支払から適用されます。

■お問合せ 子育て支援課 猿島庁舎 内線 2217

児童扶養手当(月額)

	3月分まで	4月分以降
全部支給	41,020円	42,000円
一部支給	41,010円 ～9,680円	41,990円 ～9,910円

※上記の額に児童2人目の場合は5,000円加算、児童3人目以降は3,000円ずつ加算されます。

特別児童扶養手当(月額 児童1人あたり)

	3月分まで	4月分以降
1級	49,900円	51,100円
2級	33,230円	34,030円

※児童の障がい認定にあたっては、有期(期間)が設けられています。有期が到来する場合、有期の月またはその前月中に診断書など必要な書類を添えて提出してください。